

一般社団法人 四谷青色申告会

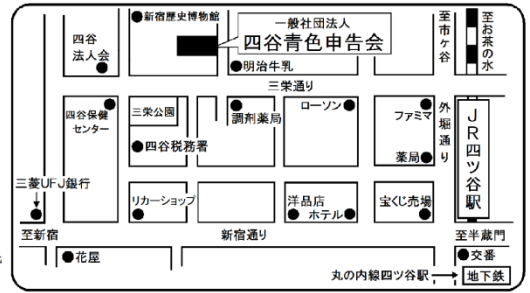


会報よつや

〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町12-58 四谷税経ビル1階

第 5 4 7 号

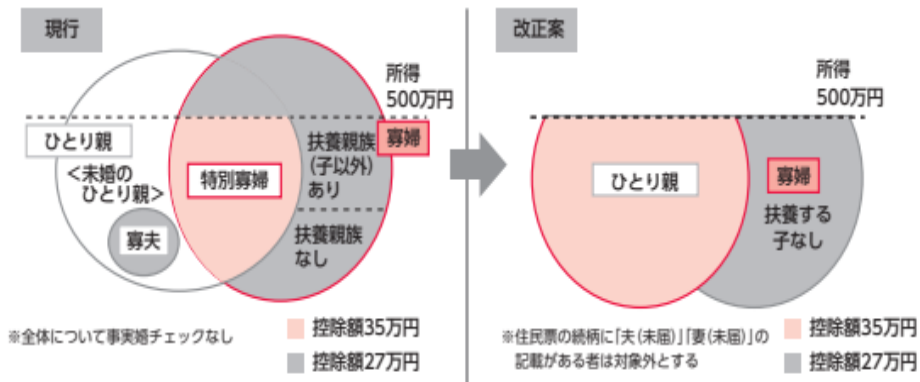
電話 03-3351-6195 FAX 03-3351-9500
(ホームページアドレス) <http://www.taxpayer.or.jp>



発行所 一般社団法人 四谷青色申告会
発行責任者 伊 東 克 朗

令和2年度 主な改正事項 所得控除等関係

【全てのひとり親に同様の控除が適用されます】



【改正前後の所得税における所得控除の額(万円)】

		現行				改正案					
		死別		離別		死別		離別		未婚のひとり親	
		~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	
本人が女性	本人所得										
	扶養親族	子	35	27	35	27	35	-	35	-	35
		子以外	27	27	27	27	27	-	27	-	-
		無	27	-	-	-	27	-	-	-	-
本人が男性	本人所得										
	扶養親族	子	27	-	27	-	35	-	35	-	35
		子以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		無	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※合計所得金額500万円=年収678万円

※個人住民税についても同様の改正を行います(ひとり親控除は控除額30万円、寡婦控除は控除額26万円となります)。上記に伴い、現行の寡婦、寡夫、単身児童扶養者(児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母)に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦を対象とすることとします。

※令和2年分以後の所得税について適用します。個人住民税については令和3年度分以後について適用します。

※ 上記改正の詳細につきましては、国税庁ホームページをご覧ください。

(注意) 給与所得又は雑所得で確定申告された方が、「持続化給付金」の支給を受けた場合の税務処理は税務署に必ずご確認ください。

本年中に土地・建物等を売却された会員さまへ

☆申告添付書類となる「譲渡所得の内訳書」(確定申告書付表計算明細書)【土地・建物用】については、ご自身で作成していただくことになります。なお、作成に当たりご不明な点がある場合には、税務署に事前予約の上、ご相談ください。

税に関する相談をするには
/情報公開や個人情報の開示を請求するには



税金のことで
相談したい
のですが...



電話相談・面接相談・ホームページ(タックスアンサー)

一般的なご相談は電話にてお受けしています。
面接相談は事前予約制により十分な面接時間を設けています。
国税庁ホームページの「タックスアンサー」もご利用ください。

お気軽に電話相談センターへ

納税者の皆様の国税に関する一般的な相談について、国税局及び国税事務所ごとに設置する「電話相談センター」で集中的に受け付けています。

〈電話相談センターのご利用方法〉

- ①最寄りの税務署に電話する。
 - ②音声ガイダンスに従って、番号「1」(電話相談センター)を選択する。
 - ③音声ガイダンスに従って、相談したい内容の番号を選択する。
 - ④担当の相談官(国税局の職員)がお答えします。
- 注1:ガイダンスの途中でも番号の選択ができます。
注2:「番号が確認できません。」というガイダンスがあった場合は、「トーン切り替えボタン」(*や#など)を押してから選択してください。

税務署でのご相談は事前にご予約を

- 税務署では、具体的に書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が困難な相談内容については、面接にて相談を受け付けています。
 - 面接相談は、納税者の皆様に分かりやすく説明するために十分な面接時間を設ける必要があることから、電話等で事前に相談日時等を予約いただいています。
- 注:予約の際には、お名前・ご住所・ご相談内容等をお伺いします。
なお、税金の納付相談や確定申告における申告書作成会場へお越しいただく際には、事前の予約は必要ありません。

タックスアンサー(よくある税の質問)

※国税庁 HP「暮らしの税情報」より抜粋

タックスアンサーでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>

右のコードから
アクセスできます。



※税務署での事前予約のご相談については、予約の電話から相談まで1か月半程度お待ちいただく場合もございますのでお早目に手続きを済ませてくださいますようお願い申し上げます。

—活動報告— (8/3~8/31)

8月も引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止措置により、活動を自粛しております。



金八さんのお茶席話

「最近、辞典引きまじった？」

皆さんは最近「辞典」を引きまじったか？。

コロナ騒ぎの少し前ですが、とある先輩のかわりである会合に出席して…世話人の方がやたらとビールを注いだり、いろいろと料理などをすすめるので「何ですか？」と聞いたたら「いやあ！金八さんは気軽な人だと聞いたので…」と言われて…なるほど「気軽な人」かあ。そついや「気軽」ってどういう意味かな？と思ひ、たまたま本棚の横にいたのであつた辞典をサツと取って調べたら…「気軽」↓物事に「くだわらないあつさりとしたさま。」とあり、ふーん…こういう人間だと思われているんだ。と同時に「辞典を引く」という行為が本当に久しぶりで「あー。一つ勉強になったなあ」と妙に新鮮な気持ちになりました。このことを70代の先輩落語家に話したら「そつかなあ？。オレなんかはよく辞典引くよ。スマホ使えないし…」それはそれで納得

しましたが(笑)。今は何でも「スマホで検索」する時代、でもそれでいいのかなあと？。アナログな行為を少しずつ積み重ねていって自分のモノにしている。知識として脳内にたくわえる…なんてのは、もう古いんですかね。

寄席の楽屋には根多帳といって、同じ唄が出ないように演った演目を前座さんが書いていくのですが、珍しい唄が出たりしてどうしても演目名が分からない場合、高座を下りた師匠に「すみません、今のお唄は？」と聞いたのですが、そんな光景と見なくなりました。スマホでみんな検索しちゃうんです。そりゃわからないことを人に聞くんですから聞き方、態度、言葉使い、何より聞くタイミング、間ですね。それを前座さんのうちに楽屋で修行して身につけていくものだと思うのですが…それでいて企業は求める人材が「コミュニケーション能力のある人」って、それおかしくない？

三遊亭金八



配布の要望ハガキを都議会の各先生に送付しましょう！

税制改正要望運動にご協力をお願い致します

私たちは、次の軽減措置が令和3年度も継続して適用されることを要望します。

要望事項

1. 小規模住宅用地の都市計画税を2分の1に軽減すること。
2. 小規模非住宅用地の固定資産税と都市計画税を2割減額すること。
3. 商業地等の固定資産税と都市計画税の負担水準を65%に引き下げること。

会員特典 四谷青色申告会の葬儀支援サービス

お電話一本で葬儀をご手配。葬儀費用も軽減。

葬儀についての疑問や心配な事はこちら
全国儀式サービスコールセンター

0120-421-493

24時間・365日対応。携帯からもOK!

相談だけでもOK!

ご利用の際は事前に上記の電話番号へご連絡ください。

全国儀式サービスホームページからも制度をご覧いただけます。

全国儀式サービス

検索

新たな会費のご負担や手続きは不要!



制度運営会社 株式会社 全国儀式サービス TEL 03-3739-0755

法人会員の皆様へ

LAFORÉT CLUB

外資系ブランドを食む ホテル・ゴルフ場を

会員料金で

ご利用方法

STEP 1…WEBサイトにアクセス

www.laforet.co.jp

ラフォーレ倶楽部

検索

STEP 2…予約

ご希望のホテル・プランを選択し、ご予約ください。
※あらかじめ、法人会員No.と法人パスワードが必要になりますので四谷青色申告会へお問い合わせください。

☆各ホテルへ直接お電話していただいても結構です。

(受付時間：9：00～17：00) ※年末年始休業



新宿都税事務所からのお知らせ

小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）



東京都では、中小企業者等を税制面から支援するため、昨年度に引き続き、23区内の小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税について令和2年度分の税額を2割減免します。

減免対象：一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち、200㎡までの部分について、固定資産税・都市計画税の税額を2割減免します。ただし、個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人が所有するものに限りです。

減免手続：申請が必要です。未申請の方で小規模非住宅用地を所有していると思われる方には減免手続きのご案内を送付します（同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はございません。）。詳細は土地が所在する区の都税事務所までお問合せください。

9月は、固定資産税・都市計画税第2期分の納期です（23区内）

6月にお送りした納付書により、9月30日（水）までにお納めください。納税には、安心で便利な口座振替がご利用いただけます。詳しいお申込方法は、主税局徴収部納税推進課03(3252)0955までお問い合わせください。また、お近くの金融機関・郵便局・指定のコンビニエンスストア、または都税事務所・都税支所・支庁窓口での納税のほか、インターネットバンキングや、モバイルバンキング、パソコンやスマートフォン等からクレジットカードでも納付いただけます。さらに今年6月から、スマートフォン決済アプリでも納付できるようになりましたので、ぜひご利用ください。●ご利用いただけるアプリ ⇨ PayPay LINE Pay

中小企業者向け省エネ促進税制～法人事業税・個人事業税の減免～

東京都では、中小企業者等が行う省エネ設備等の取得を支援するため、法人事業税・個人事業税を減免しています。詳細は、主税局HP「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください。

（お問合せ先）

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること。
 - ・所管都税事務所の法人事業税・個人事業税班
 - ・主税局課税部法人課税指導課（法人事業税班）03-5388-2963
 - ・主税課税部課税指導課（個人事業税班）03-5588-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること。
 - ・東京都地球温暖化防止活動推進センター（クールネット東京）03-5990-5091

東京都新宿都税事務所（相談広報担当）
新宿区西新宿7-5-8（03-3369-7151）

主税局公式SNSは、
こちらからどうぞ！



小規模事業者経営改善資金



※1 商工会議所の推薦に基づき融資される日本政策金融公庫の融資制度です。推薦には条件があります。

※2 新宿区より、初回から36回までの利子支払い額の30%を補助します。

◎融資制度額 2,000万円

◎金利 1.21%（2020年8月3日現在）

◎担保・保証人 不要（保証協会の保証も不要）

◎返済期間 7年以内（設備資金は10年以内）

※この融資限度額、返済期間の取り扱いは2021年3月31日の日本政策金融公庫受付分までとなります。

<問合せ先> 新宿区西新宿6-8-2 BIZ 新宿4F

東京商工会議所 新宿支部 3345-3290

※東京商工会議所の会員・非会員の方を問わずご利用できます。

法律相談

原則：第二～第四火曜日
13～16時
弁護士による無料相談
予約が必要ですのでお電話
下記へ。

（事業の相談に限ります）

経営相談

平日 9:30
～17:00

東京建設職能国民健康保険組合
～設立50周年を迎えて～



国保組合
事務局
TEL 03-
3260-6441
FAX 03-
3260-7534



※ 10月の土曜記帳相談会は17日です。予めご予約のお電話をお願いします。